

株式会社ZERUTAに対して支払いをした方へ

Q なくす会が提起した共通義務確認訴訟とはどういうものですか。

A 集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。(株)ZERUTAの給料ファクタリングを利用して支払いをした人が(株)ZERUTAに対して支払った相当額について、民法709条の不法行為を根拠に(株)ZERUTAに対して損害賠償請求権が認められることを確認する訴訟です。

Q (株)ZERUTAに対して支払いをした人はどのように関係するのですか。

A なくす会が提起した共通義務確認訴訟で、(株)ZERUTAの支払い義務を確認する判決を獲得した場合に、その後になくす会が裁判所に申し立てる第二段階の手続(簡易確定手続)に、皆さんは参加申込をすることによって、自分で裁判を起こすよりも簡単な手続と低額の費用負担で被害回復ができる可能性があります。

Q すべての方が対象となるのですか。

A 訴訟では(株)ZERUTAが設立された平成30年6月5日から裁判の第一審の審理(弁論期日)の最終日までに(株)ZERUTAに支払いをした人を対象にしています。

Q 本当に被害回復ができるのですか。

A 現時点は、(株)ZERUTAの財産についてなくす会が保全できている財産はほとんどありません。従いまして、被害回復が現実にはできるかは、現時点ではわかりません。この点については、第二段階の手続き開始時にあらためて告知させていただきます。

Q 今、しておくべきことはありますか。

A (株)ZERUTAに支払いをした人は、契約書、振り込み票及び通帳など、支払いをした証拠となるものがあればできるだけ保管をしておいてください。第二段階で必要になる可能性があります。

Q 第二段階の手続きが開始されるのはいつですか。また、それを知ることはできますか。

A 共通義務確認訴訟の結果が出てからです。訴訟の経緯や第二段階の手続きを開始する場合には、このHPであらためてお知らせします。事前に、なくす会まで、下記情報受付フォームにて氏名・住所等の連絡先と契約・支払額等を連絡して置いて頂ければ、メールで参加申込のご案内を差し上げます。

情報受付フォーム：

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html>

Q ZERUTAから借入れをしている状態で、返済日がこれから来るのですが、支払いはどうすればよいのでしょうか。

A 特定適格消費者団体としては、現時点では個別契約者の相談受任をすることができません。ご自身で個別に弁護士に相談して対応してください。

Q 他に質問があるのですが。

A 現時点で本件訴訟についてお答えできるのはこの範囲です。新しくお知らせできることができたら、追加でお知らせします。どうしてもという方は、このホームページにある情報提供フォームからご質問ください。ただし、回答できないご質問があること及び回答までにはお時間(場合によっては1か月程度)がかかる場合がありますのでご承知おきください。共通義務確認訴訟については、訴訟代理人が対応していますので、当会事務局にお電話をいただいても回答できませんのでご遠慮ください。